

沖縄県多面的機能保全推進協議会臨時職員取扱規程

平成26年12月3日制定
令和3年7月9日改正

(目的)

第1条 この規程は、規約第13条による臨時職員の雇用、給与、その他身分取扱に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において臨時職員とは、嘱託職員と契約職員をいい、それぞれの定義は以下の表のとおりとする。

嘱託職員	契約職員
専門的な知識、技能又は経験を必要とする職にあつて常時勤務する者をいう。	期間的に事業の消化が困難な場合、その事業に限って雇用する者をいう。

(雇用期間)

第3条 雇用期間は、以下の表のとおりとする。

嘱託職員	契約職員
<p>一 原則として1年とし、必要がある場合は更新することができる。</p> <p>二 更新契約は1年単位とし、通算雇用期間は4年までとする。ただし、特別な事情により会長が必要と認めたときには、更新することができる。</p> <p>三 臨時職員に引き続く嘱託職員期間がある場合は、その期間も通算雇用期間に含めるものとする。</p>	<p>一 6ヵ月以内とする。ただし、その事業が継続している場合は、6ヵ月を超えない期間で再雇用することができる。</p> <p>二 前項の職員で、勤務成績が良好で特に優秀と認められた者でその業務が継続している場合に限って、1年単位で雇用期間を更新することができる。</p> <p>三 通算雇用期間は4年までとする。ただし、特別な事情により会長が必要と認めたときには、更新することができる。</p>

(採用)

策4条 臨時職員の採用を必要とする場合は、会長の決済を受けなければならない。
この場合臨時職員として採用する予定者の履歴書及び必要な書類を添えるものとする。

二 臨時職員の採用は、労働契約書により取り交わすものとする。ただし、その労働契約書様式については会長が別に定める。

(給与)

策5条 臨時職員の賃金は、以下の表のとおりとする。

嘱託職員	契約職員
一 給与は月額とする。* *給与の算定は別表を参考にして会長が決める。	一 賃金は時給とし、その額は一律、 1年目920円、2年目970円、 3年目1,020円、 4年目1,070円とする。

二 退職給与金はこれを支給しない。

三 時間外勤務又は休日勤務を命じたときは、超過勤務手当を支給する。

四 賞与支給額は、その年度の予算の範囲内で会長が決める。

五 交通費は、会長が決める範囲で支給する。

(時間外勤務手当)

第6条 正規の勤務時間外に、本務に従事することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に本務に従事した全時間に対して勤務1時間につき時給額の100分の125(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合においては100分の150)を時間外勤務手当として支給する。

(休日勤務手当)

第7条 職員には正規の勤務日が休日に当たっても正規の給与を支給する。

二 法定休日(日曜日)において、正規の勤務時間中に本務に従事した全時間に対して勤務1時間当たり、時給の100分の135を法定休日勤務手当として支給する。ただし、以下の休日勤務における支給率は100分の100とする。

- (1) 国民の祝祭日
- (2) 年末及び年始
- (3) 慰霊の日
- (4) 毎週土曜日

三 休日において、正規の勤務時間外に本務に従事することを命ぜられた場合は、前条の時間外勤務手当を支給する。

(勤務時間、休日、休暇)

第8条 労働基準法を適用する。ただし、休暇については、業務の正常な運営を妨げるおそれのあるときは、他の時期に変更してあたえることがある。

(福利厚生)

第9条 労働保険、健康保険及び厚生年金等については、法令の定めるところにより加入するものとする。

(経過措置)

第10条 この規程の実施の際、現に採用されている臨時職員については、その雇用期間に限りこの規程に基いて採用されたものとみなす。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、平成26年12月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年7月4日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年7月9日から施行する。